

※インターネット専用銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、取引先のインターネット専用銀行にお問い合わせください。

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなければならず、誤った申告をしたりすると、納税額のほかに加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

お問い合わせ

佐渡税務署 ☎74-3276

※自動音声案内が流れますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

アミューズメント佐渡（佐渡中央文化会館）に、申告や納税等のお問い合わせをすることのないようお願いいたします。

軽自動車・自動車の変更手続はお済みですか？

他人に譲ったり、廃棄したりするなどして、現在所有していないバイクはありますか。また、新しく購入したり買い替えたりしたのに、まだ登録等の手続をしていない農耕用作業車はありませんか。

軽自動車税・自動車税は、その年の4月1日現在の名義人に課税されます。車両の登録・廃車・名義変更等は、車両の種類別に次の窓口での手続となります。

区分	登録・変更・廃車手続きの場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用作業車等)	佐渡市役所 税務課 ☎0259-63-5110 または、各支所・各行政サービスセンター税務窓口
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)	全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所 (新潟市東区紫竹卸新町1927番地16) ☎025-275-5704
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 (新潟市東区紫竹卸新町1927番地12) ☎025-275-5845
二輪の小型自動車 (250cc超) 普通自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (新潟市中央区東出来島14番26号) ☎050-5540-2040

○公道を走行しない（工場内や田畑でしか使用しない）車両でも、課税されます。

○現在、使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

○例年、廃車・名義変更等の手続が済んでいないことによるトラブルが多く発生しています。手続をしていないと、継続して税金がかかります。

○手続を業者に代行してもらったときは、手続が完了したかどうかを代行業者に確認してください。また、解体業者へ車両の解体を依頼したときは、忘れずにそれぞれの窓口で廃車の手続をしてください。

○住所が変わった際に「変更登録」を行わないと、納税通知書が届かない場合があります。

○身体障がい者等の減免において、4月1日現在、必要な条件が満たされていないと減免を受けられません。

○お問い合わせ
軽自動車税に関すること

市役所税務課市民税係（本庁舎1階）

☎63-5110

○自動車税に関すること

佐渡地域振興局県税部収税課（相川二丁目浜町20-1）

☎74-3310

☎74-3310

平成25年度から 市税等がコンビニエンスストアでも納付できます

平成25年4月から、市税等をこれまでの市役所・金融機関・郵便局などの取扱い窓口に加え、日本全国の主なコンビニエンスストアで納付できるようになります。

対象税目等 個人市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料

ご注意 次の場合はコンビニエンスストアでの納付ができません。

①納付書にバーコードが印字されていない場合、②納付書のバーコードを読込むことができない場合、③納付書の金額に訂正がある場合、④納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合、⑤納付書に記載のコンビニ取扱期限を過ぎた場合

お問い合わせ 市役所税務課債権収納対策室 ☎63-5110